事 務 連 絡 平成21年10月14日

各都道府県市区町村

情報政策担当課 生活保護担当課 障害福祉担当課 福祉事務所

御中

総務省 地デジチューナー支援実施センター

地上デジタル放送の推進に係る受信機器購入等支援の申込書の区分と配布対象について(協力依頼)

平素より、地上デジタル放送の推進に係る受信機器購入等支援事業の周知広報等について御協力いただきありがとうございます。標記につきましては、平成21年9月26日付け事務連絡により支援の申込書を送付させていただきましたが、下記のとおり追加の情報提供をさせていただきますので、御配意の上、取り計らい方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 既にお送りした支援の申込書の対象世帯について 前述の事務連絡によりお送りした支援の申込書(封筒左側に「一般用」の表示があるもの。以下、 「一般用の申込書」といいます。)につきましては、支援対象となるNHK受信料全額免除世帯のう ち、次の表の左の欄の世帯を対象としたものとなっています。

一般用の申込書で対応する世帯	個別の対応が必要な世帯
(1) 生活保護などの公的扶助を受けている世帯 ア 生活保護法に定める扶助を受けている世帯	(1)生活保護などの公的扶助を受けている世帯
	イ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 に規定する入所者に対する療養もしくは親族 に対する援護を受けている世帯
ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律に規定す る支援給付を受けている世帯	
(2) 障がい者がいる世帯でかつ世帯全員が市町村 民 税非課税の措置を受けている世帯 ア 世帯構成員のどなたかが、障がい者の手帳 (身体障害者手帳、療育手帳(又は判定書)、 精神障害者保健福祉手帳のいずれか)をお持 ちで、世帯全員が市町村民税非課税の世帯	
	(3) 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設 に入所されている方で、自らテレビを持ち込 んでいる方

2. 個別の対応が必要な世帯について

前掲の表の右の欄の対象世帯については、別の申込書を用意して、当支援実施センターから直接 配布する等の個別の対応を行いますので、その旨御理解いただけますようよろしくお願いします。

① ハンセン病療養所入所者またはその親族について

ハンセン病療養所入所者につきましては、当センターから直接訪問して、専用の申込書を持参することとしています。

ハンセン病療養所入所者の親族に関しては、当センターで個別に対応しますので、該当する方がいる場合には、当センターに直接、御相談ください。

② 社会福祉事業施設入所者について

社会福祉事業施設の入所者の場合、施設側と訪問等の日程を調整する必要等があるため、基本的に施設を通じた申込みをお願いしております。(施設からの求めに応じて、専用の申込書をお送りしています。)

ただし、一般用の申込書で個別に申し込まれた場合でも、例外的に申込書は受理し、当センターから当該入所者及び施設と連絡を取り、調整する方向で対応することとしております。

自治体に申込書の求めがある場合には、対象世帯のいずれに該当するかを問わず、基本的に一般 用の申込書を手交してください。(ただし、施設入所者であることを明らかにして申込書の求めがあった場合は、入所されている施設又は当センターに確認していただくようご案内ください。)

なお、施設入所者に対しては、NHKにおいて、平成21年10月1日より、NHK受信料免除申請のための免除事由証明を各施設の管理者に行っていただくことも可能としたところですので、併せてご案内申し上げます。(施設にお送りする封筒には、支援の申込書のほか、NHKの免除の受診料全額免除の申請書などが同封されております。)

平成21年9月26日付け事務連絡により一般用の申込書を送付した際、説明が不十分でご迷惑をお掛けいたしました。上記内容をご理解の上、対象世帯への周知広報について引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(連絡先)

総務省 地デジチューナー支援実施センター

TEL: 0570-033840

FAX: 044-966-8719

(免除事由証明に係る問合せ先)

NHK 視聴者コールセンター

TEL: 0570-000588

FAX: 044-888-4340